

退職者を被扶養者申請される方へ

味の素健康保険組合

離職票の取り扱いについて

当健康保険組合では、被扶養者申請の審査において、扶養の実態を把握させていただきます。勤務されていた方が離職された場合は、雇用保険受給の有無が生計費に大きく影響します。

つきましては、雇用保険を受給されていない場合は、受給していないことの証として、離職票等を確認させていただきます。

1. 雇用保険の受給が満了の方

「支給終了」と明記された雇用保険受給資格証のコピーをご提出ください。

2. 雇用保険を受給されない方

離職票1・2（原本）に、下記「預入確認書」を添えてご提出ください。

受給権利のある間（注）は、本来は離職票を毎月提出していただくのですが、毎月送る手間や費用を省くために、健康保険組合が離職票（原本）をお預かりさせていただきます。（注：離職後1年間）

3. 雇用保険受給延長制度をご利用の方

離職票1・2（原本）と受給延長通知書（原本）に、下記「預入確認書」を添えてご提出ください。なお、受給のお申し出があれば、離職票・受給延長通知書は直ちに返却いたします。

離職票預入確認書

（切り取らずにご提出ください）

味の素健康保険組合 御中

このたび被扶養者認定申請を提出するにあたり、申請被扶養者が雇用保険を受給していない証として、離職票をお預かりいただきたくお願い申し上げます。

記入日	令和 年 月 日
被保険者記号番号	記号 番号
被保険者氏名	⑩
申請被扶養者氏名	

※必ずご捺印ください。